

氏名	坂 東 忠 明
学位(専攻分野の名称)	博 士 (経営学)
学位記番号	乙 第 907 号
学位授与の日付	平成 27 年 6 月 17 日
学位論文題目	北海道カラマツ林業構造の形成に関する史的研究
論文審査委員	主査 教 授・博士(農業経済学) 黒 瀧 秀 久 教 授・博士(農学) 長 澤 真 史 教 授・博士(農学) 美土路 知 之 教 授・博士(農学) 寺 澤 和 彦

論文内容の要旨

本論文は北海道のカラマツ林業構造形成を史的展開として明らかにしたものである。これまで北海道ではカラマツ林業の確立を踏まえた研究成果は十分ではなかった。北海道の林業と林産業と言えば、国有林の森林資源に依存した採取的林業の支配的構造と展開が先行し、その中に民有林も包括され、国有林の歴史としての北海道林業であった。先行研究の『北海道山林史』がその代表的な成果である。今日、民有林業のカラマツの人工林は天然林資源に代わって主要な資源になりつつある。従って採取的林業の林業史を振り返っても、今後の林業を展望することはできない。カラマツ資源がどのような資源として形成され発展してきたかを考察することは、北海道林業を明らかにする上で重要な課題となっている。特に本論では農民等の小規模森林所有者の主体的努力により人工林を造成し、農山村地域の発展を支えてきたこと、そして地域農林業の生産力向上の相対的な担い手として地域社会の経済環境に適応した農林業の一体的土地利用と保全のために資源育成に努めてきたことを重視した。その結果、半世紀かけてカラマツの資源化を達成した。これがカラマツ林業の歴史的基礎となった。森林資源の確保と管理は一元的な国策の要とされてきたが、小規模森林所有者が集積してきたカラマツの資源化は、国の森林資源管理とは異なる、地域が主体の地域資源としての性格を有するものと再認識しなければならない。本研究では地域資源の管理と利用の主権は一体誰に属するものか、このことを念頭に置いたカラマツ林業の発展を展望しなければならないと考えた。

地域が育ててきた地域資源として、これを地域の林業や林産業、住民に生かすべきであるというのが本論のひとつの展望である。では、どのような生産諸関係によってカラマツが資源化されてきたのか、このことを明らかにすることがカラマツ林業研究の重要課題と考える。

本論文では、戦前期の明治政府による北海道拓殖事業の影響の下で移入されたカラマツの定着過程を述べた。戦後、農地改革等の民主化政策、高度経済成長期とともに“拡大造林”時代を迎え、カラマツは育成的林業の基礎的な資源となり、その成熟化とともにカラマツ材は北海道林業、林産業の需給構造に変化を与えたことも明らかにした。従ってカラマツは、北海道の民有林業の基礎を形成するうえで重要な役割を果たしてきたことを本論の趣旨とした。本論文は12章から構成され、ほぼ時系列に時期区分しその時期の課題毎にまとめた。

第1章は、北海道拓殖事業との矛盾と葛藤の中で北海道の自然に適した森林、林業政策を模索した林業技術者たちの思想を再考し、現代の北海道林業の課題にも通じる示唆に富んだ考え方を照射した。第2章では、国家による森林の囲い込みを意図した土地制度の制定が全道的規模の森林伐採を広げたことを述べた。すなわち、土地のすべては「無主地＝官林」として強権的に森林分割を促した一連の土地制度は、利権と資本の独占的所有権を生み、入植者＝農民の土地所有と利用を制限した。これが今日の所有構造の2極化の原型となった。さらに拓殖政策の重要な収入源確保のために行われた無秩序な森林伐採（企業の伐採）や民有林の開墾伐採は、森林の荒廃化を拡大させた。

第3章では、長野県の苗木の産地化と結びついたカラマツの移入と定着過程について明らかにした。国家による拓殖事業は植民地的支配の性格を帯び、入植者達は荒廃した農地の開墾生活を余儀なくされた。一方、世論から批判を浴びた拓殖事業に対して、北海道庁は官営苗圃を各地に設置し、民間への無償苗木の造林を広めた。同時にカラマツ苗木の産地化を進める長野県の意図とも一致し、養苗技術を移入し人材登用を進めた。こうした機運のなかで、多くの農家に働きかけ、荒廃地への造林を

啓蒙する篤農家などが地域の模範となった。やがて入植者＝農民は荒廃した開墾地への植林奨励対策に動員されることになった。

第4章では、カラマツ造林の全道的な進展と軌を一にして、私有林の所有形成が一段と明確になったことを明らかにした。北海道の育成的林業の端緒（萌芽）と言われた1920年代（大正末期）である。森林から牧場への払下処分中止、沿岸荒廃地に対する魚付林造成、耕地防風林、鉄道防雪林の設置、農地等の荒廃地造林の助成等、農民中心の造林がはじまった。全道に広がる民間造林は、一方で大規模森林所有者となった道外資本のなかでも炭鉱資本、財閥系資本、旧士族農場等の特権的利権を行使した森林伐採とともに、苗圃の設置、技術者や雇用労働者を抱えて独自に地主的、企業的林業経営の基盤を形成した。第5章は、カラマツ造林が広がるにつれて樹種特性や用途に対する批判が起きたことについて述べた。例えば、カラマツ造林は野ネズミ被害や植栽後の保育管理の未熟さを露呈した。またカラマツ材の無間伐や狭隘な販売市場の問題も発生した。適地性や材質の欠点を克服する施業技術の未確立の問題から郷土樹種への回帰も生じた。カラマツ材は、国有林、御料林からの天然林材中心の需給構造のなかで、地域の自給的原料材となり、用途先に期待された坑木も代用材にとどまり、この時代に低質材＝カラマツ材が規定され、北海道における育成途上にある人工林資源の基本的問題を明らかにした。

第6章は、戦後農地改革時に起きた、いわゆる“林野解放”をめぐる未墾地買収問題について述べた。特に大規模森林所有者の任意団体“栄林会”は、未墾地等の買収が林野買収になると考え阻止活動を起こした。林業、林産業界に大きな影響力を持っていた紙パルプ資本、商社などが全面に立って動いたのではなく、その代弁機能を“栄林会”が担ったことに特徴があった。その結果、“栄林会”の存在はむしろ戦後民有林行政や地域林業に大きな影響力を残した。

第7、8章は、戦後カラマツ林業に大きな転機を与えた“拡大造林”と「担い手」構造の確立について明らかにした。北海道民有林業は、国家の資源造成政策に沿って“荒廃地造林”から“拡大造林”へ転換した。所有林野の人工林資源化を達成した農民的造林の成果としてその実態を明らかにした。

それは農民的林業経営の向上、発展でなく、従来からの農地と一体化した林野利用の「農家林」形態であり、寒冷地農業の安定化を図る農山村対策の成果であった。それはまた森林所有の2極構造の枠組みを変えるもので

なく、分散化した小規模森林所有者を維持する人工林資源の達成であった。実態的には小規模森林所有者は「見かけの林業経営」の担い手として補助事業の受け皿だった。「農家林」から専業林家の登場は少なく、素材生産事業体から林業経営に参入する事業体に注目した。関連した第9章では、森林組合の民有林業、森林所有者に果たした役割と問題点を述べた。“拡大造林”時期に森林組合は組織力を発揮できず農民的造林を組織基盤に取り込むことができなかった。林業基本法に基づいた「林構事業」は、森林組合組織を強化拡充し大型合併も進めたが、系統販売を重視した事業展開は梱包材生産に特化し、その低価格取引の不利性を克服できない状況にある。森林組合は森林組合の合併後の組織率の低下に課題を持っており、組合員の協同組合組織としてどう強化するか、その転換期にあることを述べた。

第10章では、カラマツ造林に対する不信や人工林施業の方法について賛否があったが、問題は先送りされたことを述べた。“拡大造林”は中高齢級に偏重した齢級配置の資源となり、そして大量造林＝大量間伐の適期を迎えた。しかしカラマツ材は主伐・間伐材の低価格市場を開示することができず短伐期から長伐期への変更を余儀なくされたことを述べた。カラマツ短伐期は、農民的な林野利用に適するものとして広く受け入れられてきたが、伐期論に合意形成もないままに、カラマツ資源は一体誰に属する資源なのか、その選択肢もなくカラマツ林業の矛盾と混迷を呈することになった。

第11章は、カラマツ材の利用の変遷の考察からカラマツ材の低価格構造を明らかにした。カラマツ材の利用は、主伐・間伐材の自給の利用にはじまり、時代の経済変動、産業構造の再編、木材加工技術の発展、資源の成熟化等の変化を受けて、その利用や需給構造も変化してきた。どの時代にも共通するのは、常にカラマツ材は1次加工の低質材という利用と評価が定着し、スギ、ヒノキとは次元の違う価格形成帯に置かれてきたことである。特に北海道では国有林材中心の木材取引、紙パルプ資本や外材の価格支配下で常に買い手市場の低価格構造の資源であったからである。

第12章では、近年のカラマツ材に対する新しい動きを述べた。カラマツ材は優れた材質であることがようやく木材加工技術の開発によって明らかにされ、集成材、合板等に新たな市場を見出し、カラマツ材は木造住宅の構造材としての利用と信頼を確保したことについて述べた。また我が国独自の認証制度の創設（SGEC）により、認証材は、“地産地消”、“ブランド化”等、新しい販路を求める可能性が地域から起こり、カラマツ林業の

新たな段階の動きとして注目した。

以上のように、外来樹種・カラマツは、1870年代に北海道に移入されて以来1世紀以上経った。

当初、カラマツは荒廃地対策の樹種であったが、やがて林業用樹種として全道に拡がり、今日の北海道林業、林産業発展の重要な森林資源となった。カラマツ林業が本格的に始まったのは、国の森林資源造成対策の中に位置付けされた戦後1950年代以降の“拡大造林”のことである。

北海道に移入されたカラマツは、野鼠被害への抵抗性、適地性、品種改良等が改善されることなく活着の良さや初期成長の早さで定着した樹種である。その結果、樹種特性の解明、森林被害対策や材質上の改善が不十分

なままに北海道の育成的林業として展開してきたのである。

林野所有の2極構造のなかで、その担い手である多数の小規模森林所有者は、カラマツ材の低価格構造の下で、主伐後の再造林（再投資）、つまり循環的林業経営の発展を困難にしている。これが北海道のカラマツ林業の現段階である。こうして矛盾を抱えつつもカラマツ資源の成熟化は進み、今までにない林業経営・管理の再構築を必要としている。道内需要を高める地域資源としての動きへの期待は大きいですが、カラマツ林業は産業として主体性のある人工林経営の育成、管理体制をどう築くかの岐路にある。

審査報告概要

本論文は、これまで体系的な研究が展開されてこなかった北海道のカラマツ林業構造形成を史的展開として明らかにしている。今日、民有林業のカラマツの人工林は天然林資源に代わって主要な資源になりつつある。特に本論では北海道においては、農民等の小規模森林所有者の主体的努力により人工林を造成し、農山村地域の発展を支えてきたことや地域農林業の生産力向上の相対的な担い手として地域社会の経済環境に適応した農林業の一体的土地利用と保全のために資源育成に努め、半世紀かけてカラマツの資源化が達成されてきた点が、史的展開を追って体系的に整理されている。また、森林資源の

確保と管理は一元的な国策の要とされてきたものの、小規模森林所有者が集積してきたカラマツの資源化は、国の森林資源管理とは異なり、地域が主体の地域資源としての性格を有している。ゆえに、カラマツの管理と利用の主権については、国のみならず、地域の林業や林産業、住民といった多様な主体が想定されることから、本研究においては、カラマツ人工林が形成されるまでの経緯を生産諸関係に着目されてまとめられている点も学術的にとても評価される点である。

よって、審査員一同は博士（経営学）の学位を授与する価値があると判断した。